

納税準備預金

平成26年11月4日現在

商 品 名	納税準備預金
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	期間の定めはありません。
預 入 (1)預 入 方 法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位	随時預け入れできます。 1円以上 1円単位
払 戻 方 法	原則として租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
利 息 (1)適 用 金 利 (2)利 払 方 法 (3)計 算 方 法	変動金利 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税 金	お利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人のお利息には、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息に復興特別所得税が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。 法人は総合課税となります(ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません)。
手 数 料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示用モニター又は、店頭備え付けの金利表示ボード及び、窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。

その他参考事項	租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します。
預金保険について	預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。